

日本学術会議会員候補の総理大臣による任命拒否についての声明

2020年10月16日

総合社会福祉研究所理事会

日本学術会議は、科学者が戦争に協力したことの反省から1949年に設立され、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」とし「独立して」職務を行うとされています（日本学術会議法第2条、第3条）。会員候補者の選考基準は「優れた研究又は業績」という学術の専門家でなければ判断できない基準であることから、任命の適否について内閣総理大臣に実質的審査権はなく、学術会議の推薦のとおり会員を任命しなければならないものです。会員が公選制から任命制に変えられた1983年の国会審議で、中曽根康弘総理大臣や当時の政府委員から、「総理大臣の任命は形式的なものであって、会員の任命を左右するものではない」と答弁していました。

ところが、日本学術会議が、法の規定にもとづいて推薦した新規会員候補105名の内6人が菅総理大臣によって任命されないという法規定からの明らかな逸脱がなされました。しかも、推薦人事への介入は安倍内閣の2016年にもあったことも明らかになりました。菅総理は、「金を出しているのだから政府に従うのは当然」という乱暴な議論で正当化しようとした。しかし、国会での法改正の手続きを経ない解釈による変更は到底認められません。

今回のような任命拒否の理由を明らかにせずに恣意的な任命拒否が繰り返されるならば、学術会議の独立性は大きく損なわれることとなります。もし会員候補者の研究内容や学問的知見の表明を理由とした任命拒否であれば、学問の自由、思想・良心の自由、表現の自由、法の下での平等の侵害が政府によって行われたこととなります。任命拒否にあった会員が、いずれも政府の重要政策に公然と反対していた研究者である事実からすれば、その影響は会員にとどまらず、多くの研究者や表現活動にかかわる人たちの萎縮や政府への忖度を生み、国民の精神的自由や平等な享受権への重大な侵害をもたらすものと言わなければなりません。

当研究所が関与する社会福祉の領域は、国民の権利と政府の政策とが交錯する領域であり、会員の多くは福祉現場や社会福祉従事者を養成する教育機関で働いています。そのような立場から今回の事態は、国民の福祉を向上させる創造的な実践や自主的な研究・教育活動を困難にさせ将来世代の利益を損なう問題として、到底容認できるものではありません。

それゆえ、私たちは、日本学術会議が10月2日の総会で確認した、推薦した会員候補者が任命されない理由の説明と、任命されていない方の速やかな任命を求める要望を強く支持し、政府に誠意ある対応を求めるものです。